

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 前		改 正 後	
(建築物の新築の場合における駐車施設の附置)		(建築物の新築の場合における駐車施設の附置)	
第4条 次の表のアの項に掲げる面積がイの項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、ウの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれエの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値にオの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値）の駐車台数（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。以下同じ。）以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。		第4条 次の表のアの項に掲げる面積がイの項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、ウの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれエの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合にあつては、当該合計した数値にオの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値）の駐車台数（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。以下同じ。）以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、 <u>共同住宅及び</u> 非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。	
ア	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計	ア	特定用途 <u>（共同住宅を除く。）</u> に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途</u> に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計
(略)		(略)	
ウ	特定用途に供する部分の床面積	ウ	特定用途 <u>（共同住宅を除く。）</u> に供する部分の床面積
(略)		(略)	
備考 特定用途に供する部分の床面積及び非特定用途に供する部分の床面積を算出するに当たつては、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。		備考 特定用途 <u>（共同住宅を除く。）</u> に供する部分の床面積並びに <u>共同住宅及び非特定用途</u> に供する部分の床面積を算出するに当たつては、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。	

(駐車施設の規模)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第4条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数が10台を超えるものについては、当該駐車施設の駐車台数に0.1を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として幅3.5メートル以上奥行6メートル以上とし、残余の駐車台数に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上奥行5メートル以上とし、それぞれ自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。

3 (略)

(駐車施設の規模)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第4条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数が10台を超えるものについては、当該駐車施設の駐車台数に0.1を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として幅3.5メートル以上奥行6メートル以上とし、残余の駐車台数に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上奥行5メートル以上とし、それぞれ自動車が有効に駐車し、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

3 (略)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新築、増築又は用途変更の工事中の建築物における駐車施設については、この条例による改正後の松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。